

平成18年度（2006年度）第5回横須賀市情報公開審査会

「公文書公開制度の一部見直し（第2回）」議事録

- ・ 日 時 平成18年9月22日（金）10:00～11:10
- ・ 場 所 横須賀市消防庁舎第3会議室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 松谷課長、室井主査、依田主任
（事務局）
- ・ 傍 聴 者 なし

1 開 会

2 議 題

（1）公文書公開制度の一部見直しについて

各委員の意見

< 1 公文書公開請求権を行使する主体について >

・ 今までの商業的目的の大量請求に対しては拒否処分をせずに対応してきていると思う。今後は、条例の目的に照らして権利の濫用として拒否するという対応が可能なのであるのか。また、商業的目的を排除するとしたとしても、商業的目的と明らかにいえるのか、商業的目的としてどこで線を引くかという問題もある。

・ 大量請求が事務の支障をきたすということは理解できる。

・ 運用という視点から、大量請求に対しては、あらかじめ事務処理期間を例えば半年間と設定して、業務に支障を生じないように行うことはどうであろうか。

・ 改正する要因は明らかな商業的目的による大量請求であると思う。請求権者を制限することは、請求目的の問題から派生する問題であるにもかかわらず、原則論まで踏み込むように感じる。何人という請求権者は変更しないほうがよいと考える。検討案の 又は で改正したほうがよいのではないかと考えるが、改正の順序としては を最初に行う方がよいのではないか。利用者の責務に照らし、請求の段階で明らかな商業的目的による大量請求の場合は、拒否処分の根拠とすることができるのではないか。

・ 横須賀市は米軍基地があるため、市外居住者も市政に関心があると思う。そのため、請求権者の何人を改正することは適当ではない。

（答申の方向性）

条例6条は変更しないこととし、条例5条の利用者の責務をより厳格、明確なものに変更する。また、諾否決定期間の特例延長については、実施機関が弾力的に延長が行えるものとする。

< 2 電磁的記録の公開方法について >

・ 商業的目的による大量請求を制限できるのであれば、交付の方法については現行の規定のままでよいのではないか。

・ 条例5条（利用者の責務）の規定の改正により請求内容の変化もあり得るため、交付方法の改正については、今回は見送るという考え方もあると思う。

・ 検討案2の のような改正を行うと、真摯な請求者に対する取得方法も制約してしまう

ことに考慮すべきである。

- ・検討案 2 のように規定してしまうということは、情報化技術の進展の中では逆行している感がある。そのため、従来どおり、時代の進展に迅速に対応できるように規則で規定しておいた方がよいのではないか。

- ・規則により一部の公文書については印刷物で交付すると規定し、時代の進展状況により、電子媒体による交付に変更するとしたほうがよいのではないか。

- ・電磁的記録の公開方法については、改正しないこととし現状を維持したほうがよい。

(答申の方向性)

- ・電磁的記録の公開方法については条例改正事項とはせず、必要に応じて規則等で対応する。

< 3 手数料の徴収について >

- ・手数料設定金額については、国が算出したものが設定金額の根拠となり得ると思う。商業的目的については、公文書探索事務及び審査事務を含めた経費を手数料として徴収し、それ以外のものについては含めず市が負担する形で低額の金額とすることが考えられる。

- ・検討案 2 のは今までの審査会の議論の一貫性としては矛盾しない。実際に導入している自治体もあり、特定されている文書もある。

- ・検討案 2 のは、商業的目的に対してはあまり効果がない。検討案 2 のは、商業的目的に対しては一定の効果があるのではないか。

- ・今までの議論からは、商業的目的の請求については、利用者の責務に照らし拒否処分に対応し得るとすると、商業的目的で利用すると思われる特定の文書に対して手数料を徴収するという考え方は矛盾するのではないか。

- ・利用者の責務規定に商業的目的の利用は好ましくないというような規定をしたとしても、請求時に利用目的を詳細に確認することはできないのではないか。現実的な実効性を担保するためには、特定の文書に対して手数料を徴収するとして規定してもよいのではないか。

- ・拒否処分として、商業的目的を直接的な理由とすることは難しいかもしれない。

- ・現在は利用目的を問わず公文書を公開している。商業的目的による請求を拒否することではなく、条例の目的に照らして、商業的目的に対しては手数料を徴収するとしたほうがよいのではないか。結果的には、市が所有している情報という財産を事業者に提供しているのであるから、市はその対価として手数料を徴収してもよいのではないか。仮に 1 件に対して 300 円では対価としては低額だとは思う。

- ・条例 5 条（利用者の責務）の改定により、商業的目的の請求に対しては拒否処分がありえるとするならば、商業的目的による請求に対する公開実施手数料についての議論をすることは矛盾すると思う。請求者に対して一律に手数料を徴収することについては賛成である。請求しない者と比較すると請求者は何かしらの利益を得ている。本人が裁判で利用するために請求する場合は、商業的目的ではないため無料とするした場合との整合が取れないと考える。行政運営の透明性を求める請求であるならば手数料は無料でよいと思うが、請求目的を問わない以上、請求者から一律に手数料を徴収することに賛成する。仮に、全ての請求手数料の金額を 1 件 300 円としたとしても、国の手数料金額設定の考え方に照らし、また、その他の手数料金額と比較しても高額な金額とも思われない。

- ・条例 5 条（利用者の責務）の規定を改正したとしても、商業的目的ということのみで拒

否処分をすることは難しいかもしれない。商業的目的で著しく大量請求の場合に拒否できる根拠となり得るのではないかと思う。しかし、そのような場合でも直ちに拒否処分を行うのではなく、職員の通常業務に支障が生じないように諾否決定の特例延長を行うことが考えられる。それらを実施しても、なお、職員の通常業務に支障が生ずる場合に、条例5条（利用者の責務）を根拠に拒否処分を行うということになるのであろう。

- ・過去の請求対象文書の中で、商業的目的で請求されているものと思われるものを抽出して、手数料徴収の対象文書として規定する検討案2の で実施することもよいのではないか。

- ・請求者に対して一律に手数料を徴収するという考え方であるならば商業的目的で請求されているものを特定文書として規定する必要がないことになる。この場でどちらがよいかは判断することはできない。

- ・商業的目的又は自己の利益を目的とする者に対しては、手数料を徴収すべきと考える。しかし、例えば、米軍基地に関するものについての請求は、商業的目的による利益ではなく、むしろ政治的な利益だと思う。300円という金額は、利益の対価として支払うというよりは、請求にかかる事務経費の徴収という意味合いであらう。

（答申の方向性）

手数料徴収については、次回、再度審議し答申の方向性を検討する。